

笠岡ふれあい空港使用規約（イベント）

「笠岡ふれあい空港」は、農業振興地域にある笠岡湾干拓地に作られている飛行場です。この空港を永続的に使用するため、次の事項をみなさんで遵守し、安全で楽しい使用を続けていけるようお願いします。

1 安全について

安全には十分注意をはらい、何よりも優先させること。少しでも安全に疑念のある場合は使用を一時中止すること。

また、空港内、外での不測の事故に対しては、当事者がすべての責任を負うこと。ただし、居合わせた使用団体員はできる限りの救助を行うこと。

2 使用上の注意

(1) 使用範囲は空港敷地内及び空港施設上空のみとする。隣接する農場、公道等の空港以外の敷地へ侵入させた場合は即座に使用の中止を命じる。

(2) イベント等を行う際の駐車場は空港施設内に確保すること。隣接する公道及び農場に駐車させないこと。

また、滑走路北側のスペースを使用する場合は滑走路北側から南側滑走路に横断する場合に危険が生じないよう誘導員を配置し、公道を封鎖しないようにすること。

(3) 大音量で音楽を流し続けることや、エンジンの空吹き等、周囲に迷惑がかかる行為は行わないこと。

(4) 滑走路及びエプロン内での火気の使用は厳禁とする。火気の使用は駐車場内のみとし、イベント等で火気を使用する場合は申し出ること。また、使用可能な火気はプロパンガスのみとし、炭火の使用は煙の発生及び燃えカス等が飛散し周囲に影響を及ぼす可能性があるため禁止とする。

(5) 場内で発生したゴミは各自持ち帰ること。

(6) 200人以上の使用者（見学者含む）が見込まれる場合は、各自で仮設トイレを用意すること。また、汲み取りについては笠岡市環境課へ各自で連絡し手配すること。なお、仮設トイレの汲み取りに係る費用について笠岡市は一切負担しない。

(7) 電気が必要な場合は、各自で発電機を用意すること。

3 規約の周知徹底について

使用責任者は全使用者に対して当規約の周知・説明を行うこととする。使用者が当規約の説明を受けておらず、問題が発生した場合は必要に応じて責任者を処分する場合がある。

4 事故について

使用中に発生した事故については怪我人の応急処置等を最優先とし、その後、管理人へ速やかに申し出ること。必要に応じて警察へも連絡すること。

また、使用責任者及び事故当事者は農政水産課の担当職員等の事情聴取に応じること。